

取締役会の役割・決議事項等（モニタリングモデル VS マネジメントモデル）

2017.2.22（SG分科会）

	監査役設置会社	監査等委員会設置会社	指名委員会等設置会社	CGコード、経産省CG研究会
取締役会の職務とはなにか？	<p>（会社法 362 条 2 項） 取締役会は、次の職務を行う。</p> <p>1 会社の<u>業務執行の決定</u></p> <p>2 取締役の職務執行の<u>監督</u></p> <p>3 代表取締役の選定及び解職</p>	<p>（会社法 399 条の 13 第 1 項） 監査等委員会設置会社の取締役会は、次の職務を行う。</p> <p>1 次の事項及び<u>業務執行の決定</u></p> <p>イ <u>経営の基本方針</u></p> <p>ロ 監査等委員会の職務執行のための内部統制システム</p> <p>ハ 取締役の法令順守体制並びに会社及び企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備（内部統制システム）</p> <p>2 取締役の職務執行の<u>監督</u></p> <p>3 代表取締役の選定及び解職</p> <p>（会社法 399 条の 3 第 2 項） 監査等委員会設置会社の取締役会は、前項第 1 号イ～ハを決定しなければならない。</p>	<p>（会社法 416 条 1 項） 指名委員会等設置会社の取締役会は、次の職務を行う</p> <p>1 次の事項及び<u>業務執行の決定</u></p> <p>イ <u>経営の基本方針</u></p> <p>ロ 監査委員会の職務執行のための内部統制システム</p> <p>ハ 執行役の職務分掌・指揮命令関係・執行役相互間の事項</p> <p>ニ 執行役からの取締役会招集請求を受ける取締役</p> <p>ホ 執行役の法令順守体制並びに会社及び企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備（内部統制システム）</p> <p>2 執行役及び取締役の職務執行の<u>監督</u></p> <p>（会社法 420 条 1 項・2 項） ・ 代表執行役の選定及び解職</p> <p>（会社法 416 条 2 項） 指名委員会等設置会社の取締役会は、前項第 1 号イ～ホを決定しなければならない。</p>	<p>（CGコード基本原則 4） 上場会社の取締役会は、・・・(略)</p> <p>(1) <u>企業戦略</u>等の大きな方向性を示すこと</p> <p>(2) 経営陣幹部による適切な<u>リスクテイク</u>を支える<u>環境整備</u>を行うこと</p> <p>(3) 独立した客観的立場から、経営陣（執行役及びいわゆる執行役員を含む。）・取締役に対する実効性の高い<u>監督</u>を行うこと</p> <p>をはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。</p> <p>こうした役割・責務は、監査役会設置会社（その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。</p>

	監査役設置会社 (会社法 362 条 4 項) 取締役会は、次の事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない。 1 <u>重要な財産の処分及び譲受け</u> 2 <u>多額の借財</u> 3 支配人を含む重要な使用人の選任及び解任 4 支店を含む重要な組織の設置、変更及び廃止 5 社債の募集に関する重要な事項 6 取締役の法令順守体制並びに会社及び企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備(内部統制システム) 7 役員等の会社に対する損害賠償責任の一部免除(定款に取締役会の決議で一部免除できる旨の定めがある場合) < 8 その他の重要な業務執行 > < 「その他の重要な業務執行」とは、 ①会社法に取締役会の決議事項と定められている事項 ②明示的に定められていないが「重要な業務執行」と解される事項が該当する。 >	監査等委員会設置会社 (会社法 399 条の 13 第 4 項) 監査等委員会設置会社の取締役会は、次の事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない。 1 左の 1 に同じ 2 " 2 " 3 " 3 " 4 " 4 " 5 " 5 " 6 " 7 " < 7 " 8 " >	指名委員会等設置会社 (会社法 416 条 3 項) 指名委員会等設置会社の取締役会は、第 1 項各号の職務の執行を取締役に委任することができない。 < 業務執行の決定を、取締役委任できない。 > < 指名委員会等設置会社では、「重要な業務執行」という用語は使われていない。 > (会社法 415 条) 指名委員会等設置会社の取締役は、会社法に別段の定めがある場合を除き、指名委員会等設置会社の業務を執行することができない。	CGコード、経産省CG研究会 (CGコード補充原則 4-1 ①) 取締役会は、何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのか、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべきである。 (経産省：CGシステムの在り方に関する研究会：「法的論点に関する解釈指針」) 2 取締役会の機能と上程事項 (1) 取締役会の機能 ○ 取締役会は監督機能と意思決定機能の双方を果たす。世界的な潮流や、ガバナンス・コードにおける取締役会は、基本的な経営戦略や経営計画を決定することを前提に、主として監督機能を果たすことを想定している。他方で、我が国の取締役会は、主として意思決定機能を果たす場合が多い。 (2) 監督機能と上程事項の関係 ○ 取締役会が主として監督機能を果たす場合には、具体的な業務執行の意思決定を行わないほうが、客観的な立場から、指名や報酬の決定等も含めて業務執行を評価することができるため、監督機能を実効的に果たすことができる。 ページ②
--	---	---	---	--

	監査役設置会社	監査等委員会設置会社	指名委員会等設置会社	CGコード、経産省CG研究会
<p>(重要でない) 業務執行の決定を取締役・執行役に委任できるか？</p>	<p>< 「重要でない」業務執行の決定は、取締役委任できる、と解される。 ></p> <p>< 「重要な業務執行と解される事項」とは、<u>会社法 362 条 4 項</u>に列挙される 7 項目と同程度又はそれらに準ずる重要な事項が該当する、と解される。 ></p>	<p>< 「重要でない」業務執行の決定は、取締役に委任できる、と解される。 ></p> <p>(会社法 399 条の 13 第 5 項) 監査等委員会設置会社の取締役の過半数が社外取締役である場合は、取締役会の決議によって、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる。ただし、株主総会の招集、役員等の責任の一部免除、など 17 項目の決定は委任できない。</p> <p>(会社法 399 条の 13 第 6 項) 定款に定めを置いた場合は、取締役会の決議によって、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる。ただし、前項の 17 項目の決定は委任できない。</p> <p>(取締役に委任できない 17 項目)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 譲渡制限株式の譲渡に関する承認等 2 市場取引等による自己株式の取得に関する事項の決定 3 譲渡制限新株予約権の譲渡に関する承認 4 株主総会の招集等の決定 	<p>< 業務執行の決定を、取締役に委任できない。 ></p> <p>(会社法 416 条 4 項) 指名委員会等設置会社は、取締役会の決議によって、業務執行の決定を<u>執行役に委任</u>することができる。ただし、株主総会の招集、執行役の選任など 20 項目の決定は委任できない。</p> <p>(会社法 418 条) 執行役は次の職務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取締役会の決議によって委任を受けた指名委員会等設置会社の業務執行の決定 2 指名委員会等設置会社の業務の執行 <p>(執行役に委任できない 20 項目)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 同左 2 同左 3 同左 4 同左 	<p>○ 主として監督機能を果たす取締役会においては、「重要な業務執行の決定」とは、基本的には、具体的な業務執行の決定は含まず、<u>経営戦略や経営計画の策定やこれらに準ずる程度に「重要な」ものに</u>限られる。</p> <p>(3) 意思決定機能と上程事項</p> <p>○ 取締役会が主として意思決定機能を果たす場合には、主として監督機能を果たす取締役に比して上程すべき事項は多くなる。</p> <p>3 具体的な考慮要素</p> <p>(1) 任意の指名及び報酬委員会</p> <p>○ 指名や報酬の決定について、社外取締役を構成員とする諮問委員会を設置する場合がある。指名や報酬の決定における社外取締役の関与を強めることにより、取締役会の監督機能を補完していると言える。</p> <p>○ この場合、監督機能を実効的に果たすため、取締役会において具体的な業務執行の決定は、行き過ぎないほうがよい。したがって、取締役会への上程が強制される範囲は、限定的に考えるべきである</p> <p style="text-align: right;">ページ③</p>

	監査役設置会社	監査等委員会設置会社	指名委員会等設置会社	CGコード、経産省CG研究会
	<p>(会社法研究会・商事法務) (28.9.21 研究会資料 12) 次のような論点が示されている。</p> <p>1 重要な業務執行の決定の委任 監査役設置会社においても、モニタリングモデルを採用できるように、一定の要件の下で、監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社の場合と同程度に、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定を取締役に委任できることを認めることについて、どのように考えるか。</p> <p>2 「重要な財産の処分及び譲受け」又は「多額の借財」の該当性に関する軽微基準 仮に、軽微基準を設けるとした場合には、その内容及び適用対象となる会社についてどのように考えるか。</p>	<p>5 株主総会に提出する議案（会計監査人の選任等に関するものを除く。）の決定</p> <p>6 取締役の競業取引又は利益相反取引の承認</p> <p>7 取締役会の招集権者の決定</p> <p>8 会社と監査等委員との訴訟における会社を代表する者の決定</p> <p>9 役員等の会社に対する損害賠償責任の一部免除の決定</p> <p>10 計算書類・事業報告・臨時計算書類・連結計算書類の承認</p> <p>11 中間配当に関する事項の決定</p> <p>12 事業譲渡等の契約の内容の決定</p> <p>13 合併契約の内容の決定</p> <p>14 吸収分割契約の内容の決定</p> <p>15 新設分割計画の内容の決定</p> <p>16 株式交換契約の内容の決定</p> <p>17 株式移転契約の内容の決定</p>	<p>5 株主総会に提出する議案（取締役、会計参与、会計監査人の選任等に関するものを除く。）の決定</p> <p>6 取締役及び執行役の競業取引又は利益相反取引の承認</p> <p>7 同左</p> <p>8 指名・監査・報酬の各委員会の委員の選定・解職</p> <p>9 執行役の選任及び解任</p> <p>10 会社と監査委員との訴訟における会社を代表する者の決定</p> <p>11 代表執行役の選定及び解職</p> <p>12 左の9に同じ</p> <p>13 " 10 "</p> <p>14 " 11 "</p> <p>15 " 12 "</p> <p>16 " 13 "</p> <p>17 " 14 "</p> <p>18 " 15 "</p> <p>19 " 16 "</p> <p>20 " 17 "</p>	<p>(2) 社外取締役の選任</p> <p>○ 社外取締役を選任し監督機能を強化している場合は、上記(1)と同様の理由で、取締役会への上程が強制される範囲は、限定的に考えるべきである。</p> <p>○ 社外取締役は会社の具体的な業務に関して、社内取締役と同じ程度の知識や知見を有することを期待されていない。意思決定機能の観点からも、取締役会への上程が強制される範囲は、社外取締役を含めて議論する必要がある具体的な意思決定に限られるべきであり、限定的に考えるべきである。</p> <p>(3) 内部統制システム構築・運営</p> <p>○ 内部統制システムの構築・運用により、個別の業務執行に関するリスクは適切に管理されている場合がある。</p> <p>○ このような場合には、取締役会において個別の業務執行の意思決定を行う必要性が低くなるから、取締役会への上程が強制される範囲は、限定的に考えるべきである</p>